

堺市上下水道局一般競争入札参加者心得（郵便入札用）

堺市上下水道局

（趣旨）

第1条 この心得は、別に定めるもののほか、上下水道局（以下「局」という。）が郵便を用いて行う建設工事及び建設工事に関連する委託業務等（以下「工事等」という。）に伴う一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定める。

（入札の申込み）

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告（掲示その他の方法により入札期日の前、一定の期間をおいて行う。）の記載内容を熟知の上で当該公告において指定された期限までに申請し、局の入札参加資格の審査を受けなければならない。

（入札参加資格の通知）

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前条の申請を行った者に対し入札参加資格の審査の結果を通知するものとする。

（入札参加資格の取消し）

第4条 管理者は、入札参加資格を有すると認めた者（共同企業体にあつては、その構成員）が開札までに入札参加資格を満たさなくなったときは、当該資格を取り消すものとする。

（設計図書等の複写等）

第5条 入札参加者は、公告において指定された方法により、自己の負担において設計図書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）を複写しなければならない。ただし、管理者が指定するものについては、複写に代えて閲覧することができる。

2 設計図書等に関する質疑及びその回答は、公告において指定された方法により行うものとする。

（入札）

第6条 入札参加者は、建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、設計図書等を熟知した上で入札しなければならない。

3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

4 入札参加者は、局において交付する入札書により、入札しなければならない。

5 入札参加者は、入札書及び当該入札に係る工事費内訳書等（建設工事にあつては工事費内訳書、建設工事に関連する委託業務等にあつては積算内訳書をいう。）を一般書留郵便又は簡易書留郵便で公告において指定された期限までに次の提出先に到達するように郵送しなければならない。

（提出先）

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局理財・会計課

6 入札書には、本市の入札参加資格申請において契約先として登録している住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、及び当該申請において届け出た使用印鑑（以下単に「使用印鑑」という。）を鮮明に押印しなければならない。

7 入札書は、鉛筆等訂正容易な筆記具を用いて記入してはならない。

8 入札書は、楷書で丁寧に記入しなければならない。金額については、算用数字を用い、その数字

の直前に「〒」を記入しなければならない。

9 入札参加者は、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を含まない金額を入札書の金額欄に記入しなければならない。

10 入札書の記載事項を訂正したときは、訂正箇所を押印しなければならない。ただし、金額欄の訂正は入札書の再交付を受けた上で新たに記入することにより行わなければならない。

11 入札参加者は、本市に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第7条 入札参加者は、入札書の提出期限までは、入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した後は辞退することができない。

2 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書の提出期限までに入札辞退届を管理者に提出しなければならない。

3 入札書の提出期限までに入札書が到達していない場合は、入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

4 管理者は、入札参加者が入札を辞退したことを理由として、以後の入札参加等について不利益な取扱いを行わないものとする。

（入札参加停止等を受けた入札参加者又は落札者の取扱い）

第8条 開札から落札決定までの間において、入札参加者（共同企業体にあつては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、落札者としなない。

(1) 堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けた場合

(2) 堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外又は大阪府警察本部から堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、入札の参加資格（等級への格付に係るものを除く。）を満たさなくなった場合

2 管理者は、落札者の決定後契約の締結までの間において、落札者（共同企業体にあつては、その構成員とする。次項において同じ。）が前項第1号又は第3号に該当するときは、当該契約を締結しないことができる。

3 管理者は、落札者の決定後契約の締結までの間において、落札者が第1項第2号に該当するときは、契約を締結しない。

（公正な入札の確保）

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げることや他の入札参加者の迷惑になるようなことを避け、常に公共工事を推進するにふさわしい態度を保持しなければならない。

5 管理者は、入札参加者が入札に関し妨害行為若しくは不正な行為をし、又はそのおそれがあると

認めるときは、その者の入札を拒否することができる。

(入札の中止等)

第10条 管理者は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2 前項で定めるもののほか、入札参加資格を満たす者が1者に満たないときは、当該入札を中止するものとする。

(開札)

第11条 開札は、公告において指定された日時及び場所において行う。

2 入札者は、前項の開札に立ち会うことができる。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

3 入札室への入室は、1業者1名とする。ただし、共同企業体により入札に参加する場合は、共同企業体を構成する構成員1業者につき1名を限度とする。

4 入札者は、入札執行担当職員が入札執行宣言をした後は、当該入札に参加することができない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。

(2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。

(3) 入札書に記名押印（押印については、使用印鑑によるものに限る。）がないとき。

(4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。

(5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を郵送したとき。

(6) 入札保証金を納付すべき場合において、これを納付せず、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。

(7) 代理人による入札を行ったとき。

(8) 数人が共同して入札を行ったとき。

(9) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(10) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。

(11) 堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条の規定により準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条の2第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定した工事の入札において、入札書提出時に工事費内訳書を提出しない者が入札したとき。

(12) 調査基準価格を設定した工事の入札において、適切な積算がなされていない工事費内訳書を提出した者が入札したとき。

(13) 入札参加者と異なる者の名称等の記載がある工事費内訳書等を提出した者が入札したとき。

(14) 最低制限価格を設定した場合において、これを下回る金額で入札したとき。

(15) 入札を執行する前に予定価格を公表した場合において、これを上回る価格で入札したとき。

(16) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。

(17) その他入札に関する条件に違反したとき。

(落札者の決定等)

第13条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 管理者は、調査基準価格を設定した入札を執行したときは、落札者の決定を保留するものとする。
- 3 調査基準価格を設定した場合において、これを下回る価格で入札が行われたときは、当該入札において最低の価格をもって入札を行った者の価格等を調査し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、その者を落札者とししない。
- 4 前項の場合、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「次順位者」という。）の入札価格が、調査基準価格以上の価格であるときは、次順位者を落札者と決定し、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、当該次順位者の入札価格等の調査を行い、落札者とするか否かを決定する。
- 5 次順位者が落札者とならなかったときは、次順位者の次に低い価格をもって入札を行った者（調査基準価格を下回っている場合）の当該入札価格等の調査を行い、落札者とするか否かを決定する。これにより当該入札者が落札者とならなかったときは、さらに次順位の入札者（調査基準価格を下回っている場合）の入札価格等の調査を行い、その後もまた同様とする。
- 6 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、局が行う調査に協力しなければならない。調査に協力しないときは、その者を落札者とししないものとする。
- 7 最低制限価格を設定した場合は、第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 8 前各項の規定により落札となるべき同価格の入札を行った者が2以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札を行った者が開札に立ち会わないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせるものとする。
- 9 管理者は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留することができる。
- 10 管理者は、落札者が決定したときは、口頭又は書面等でその旨を当該落札者に通知する。
- 11 落札者は、消費税法（昭和63年法律第108号）による免税業者であるときは、前項の規定による通知を受けたときにその旨を管理者に口頭で申告するとともに、第18条第1項の規定により契約書を提出する際に届出書を提出しなければならない。
- 12 総合評価落札方式による場合は、次の計算式により算出した評価値の高い順に落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札金額} \times 10,000,000,000$$

- 13 前項の規定にかかわらず、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、次の計算式により算出した評価値の高い順に第3項から第5項までの規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \{ \text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \} \times 10,000,000,000$$

- 14 第8項の規定は、前2項の規定により落札となるべき同評価値の入札を行った者が2以上ある場合に準用する。

（入札参加資格の事後審査の場合の落札者の決定等）

第14条 管理者は、堺市上下水道局建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成16年制定）第2条の規定により準用する堺市建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成20年制定）第8条に規定する事後審査事項を定めた一般競争入札を執行したときは、前条第1項、第2項及び第7項の規定にかかわらず、落札者の決定を保留するものとする。この場合におい

て、予定価格の制限の範囲内で入札を行ったもののうち最低の価格をもって入札を行ったものから順に、事後審査事項についての審査（以下「事後審査」という。）を実施するものとする。ただし、低入札価格調査を行うときは、管理者があらかじめ定める低入札価格調査に係る基準を満たすものについて、事後審査を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、入札価格が同額の入札者が2以上あるときは、所定の手続に従い、くじを引かせて事後審査を行う順位を定めて実施するものとする。
- 3 管理者は、事後審査を実施した場合において、入札参加資格を有すると認めるときは、そのものを落札者として決定し、以後の事後審査の実施を中止した上で当該落札者に通知するものとする。ただし、低入札価格調査を行う場合において落札者を決定するときは、管理者は、低入札価格調査に係る手続その他落札者を決定するために必要な手続を経るものとする。

（落札金額）

第15条 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税等相当額を加えて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（契約の保証）

第16条 落札者は、局との契約の締結前に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
 - (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
 - (4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）
 - (5) 国債又は地方債の証券（現物債に限る。評価額は額面金額（発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格）とする。）
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1（調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を落札者とする場合は10分の3）以上としなければならない。
 - 3 契約保証金には、利子を付さない。
 - 4 契約保証金及び国債又は地方債の証券は、契約目的物の引渡後に全額を還付する。

第17条 前条の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、前条第1項第3号に掲げる公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証（契約不適合（引渡しを受けた目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることをいう。）である場合において、当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を求めることができる。この場合において、保証金額は、契約金額の10分の3以上とする。

（契約書の提出）

第18条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日（堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。）以内に記名押印した契約書その他契約に必要な関係書類（以下「契約書等」という。）を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定する期限を延長することができる。
- 3 管理者は、落札者が第1項の規定による契約書等を提出しないときは、その者と契約を締結しないことができる。

4 落札者は、契約を辞退したときは、落札金額の100分の3（単価による契約の場合その他この率によることが著しく実態に即さない場合は、その都度管理者が定める金額）に相当する違約金を管理者に支払わなければならない。

（不正な行為等に係る損害賠償の予約）

第19条 管理者は、相手方が局と締結している契約について次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、管理者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、当該契約の契約金額の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率により計算した利息を加算した額を、損害賠償金として徴収するものとする。相手方が契約を履行した後についても、また同様とする。

(1) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該納付命令が確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 相手方が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 相手方又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）をしたとき。

(6) 施行令第167条の4第2項第2号に該当すると管理者が認めるとき。

2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第2条の2第12項に規定する事前通知の対象となる行為であって管理者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、相手方が共同企業体である場合については、同項中「相手方」とあるのは「相手方（その構成員を含む。）」と読み替えて適用があるものとする。

4 管理者は、前項の規定により第1項の規定を読み替えて適用する場合において、相手方が既に解散しているときは、相手方の構成員であった者に第1項の規定による損害賠償の支払を請求することができる。この場合において、相手方の構成員であった者は、連帯して同項の額を管理者に支払わなければならない。

5 第1項の規定は、局に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、相手方に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

（契約金額等の変更による手続）

第20条 局との契約の締結後、契約金額、契約期間等の変更が生じ、局から指示を受けたときは、

契約の相手方は、遅滞なく、契約保証金の額、保証金額又は保険金額等、保証期間の変更等必要な措置を講じなければならない。